

平成23年6月29日

定例記者会見

東北地方太平洋沖地震義援金について

1. 義援金総額

1, 358, 105, 801円（平成23年6月27日現在）

2. 配賦状況

(1) 4月27日

被災した医師で、避難所や救護所等において無償で診療に携わっている医師（会員・非会員不問）への義援金として、岩手県医師会、宮城県医師会、福島県医師会へ各々1, 500万円、計4, 500万円を配賦（医師一人当たり月30万円）

(2) 5月23日

特に被害の大きい岩手県医師会、宮城県医師会、福島県医師会へ各々2, 000万円、計6, 000万円を仮配賦

(3) 6月17日

一次配賦として義援金のうち7億円（仮配賦分含む）を被災した4県の医師会に配賦。配賦基準は7億円のうち4割の2億8, 000万円を7, 000万円ずつ均等に配賦、残りの4億2, 000万円を医療施設の全壊を1、半壊を0.5として換算した被害状況により配賦した。各県医師会への配賦額は以下のとおり。

岩手県医師会：113,365,200円

宮城県医師会：303,690,250円

福島県医師会：212,944,550円

茨城県医師会：70,000,000円

3. 今後の予定

被災県における医療機関の復旧・復興状況を把握し、8月の初旬には、義援金の配賦を完了したいと考えている。